



金沢市公報

第 2 6 6 3 号

平成22年(2010年)7月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
平成22年告示第103号(粗大ごみ等の収集等 手数料の徴収事務の委託について)の変更に ついて (リサイクル推進課)	1
兼用工作物の管理の方法を定めたことにつ いて (道路管理課)	1
公 告	
漂流物の拾得について (防災管理課)	2

監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者に
ついて (監査事務局) 2

農業委員会告示

平成22年第7回金沢市農業委員会総会の招集
について (農業委員会事務局) 3

告 示

●金沢市告示第191号

平成22年告示第103号(粗大ごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成22年7月21日

金沢市長 山 出 保

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	金沢大学生協同組合 理事長 三好 義昭	金沢大学生協同組合 理事長 米山 猛	平成22年5月27日

●金沢市告示第192号

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者(以下「道路管理者」という。)と石川県知事である河川管理者(以下「河川管理者」という。)との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

平成22年7月21日

金沢市長 山 出 保

1 兼用工作物

大野2号大野東線8号と二級河川大野川水系大野川分水路の右岸堤防とが相互に効用を兼ねる部分

2 兼用工作物の位置

大野川分水路 右岸 下流 金沢市大野町4丁目177番1地先

上流 金沢市大野町4丁目158番32地先

延長 421.3メートル

3 兼用工作物の管理

(1) 兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。)、改築、維持又は修繕は、道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。

4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急等やむを得ない事情があって協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ河川管理者又は道路管理者と協議するものとする。

5 道路の占用料

道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。

6 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

公 告

水難救護法（明治32年法律第95号）第29条第1項の規定による漂流物の引渡しがあったので、同条第2項において準用する同法第25条第2項の規定に基づき、次のとおり公告します。当該漂流物の所有者は、平成23年1月21日までに申し出てください。

なお、期日までに申出のない場合は、同法第30条第2項の規定に基づき所有者がないものと認め処分します。

平成22年7月21日

金沢市長 山 出 保

- 1 拾得物件 F R P製手漕ぎボート（ヤマハ製） 1隻
全長3.6m 全幅1.1m
- 2 拾得年月日 平成22年6月23日
- 3 拾得場所 金沢港西防波堤灯台の位置から322度約650m

監 査 委 員 告 示

●金沢市監査委員告示第1号

包括外部監査人早川晃治の監査の事務を補助する者についての協議が調ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、その氏名等を次のとおり告示します。

平成22年7月21日

金沢市監査委員 篠 田 健
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 玉 野 道
 金沢市監査委員 中 西 利 雄

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
杉本 榮策	石川県金沢市下新町6番24号
明石 圭光	石川県金沢市昭和町21番10号
山田 文禎	石川県河北郡内灘町大清台82
俣田 明佳	石川県金沢市泉野町3丁目4番8号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成22年6月28日から平成23年3月31日まで

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成22年第7回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年7月21日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成22年7月28日午後3時

2 場所

金沢市議会第1委員会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (6) 農地利用集積円滑化事業規程の承認に対する意見決定について

平成22年(2010年)7月21日 印刷
平成22年(2010年)7月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄